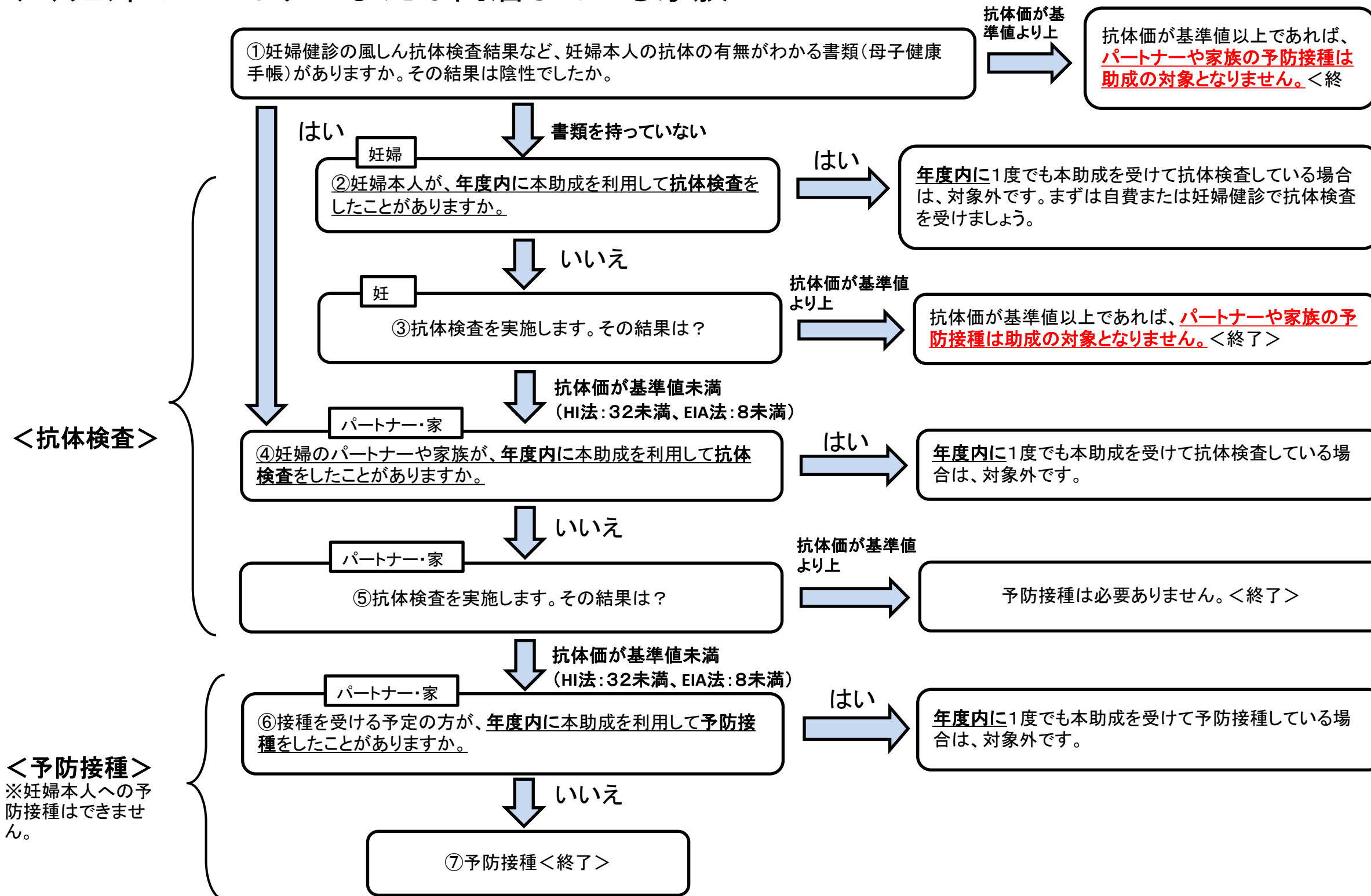


### (3) 妊婦のパートナーまたは同居している家族



※補足事項

- 抗体検査の結果、HI法：32倍以上、EIA法：8以上（EIA価）・30以上（IU/mL）の場合は予防接種は対象外となります。
- 抗体検査・予防接種ともに母子健康手帳（表紙及び妊婦の風しん抗体検査結果の部分）が必要です。まだ交付されていない場合は、後日母子手帳の写しを提出してもらうこととなります。この場合、妊婦本人の抗体の有無が不明な場合は、まず妊婦の抗体検査から実施します。
- 妊婦本人が年度内に助成を利用していても、パートナーや家族本人が助成を利用していない場合は対象となります（**妊婦の抗体値が基準値未満の場合のみ**）。
- 抗体検査・予防接種1回ずつの助成のため、例えば年度内に予防接種のみ助成を利用したが、そのあと抗体検査を受けたいという場合は、抗体検査のみ助成対象となります。この場合は抗体検査の結果が陰性でも、予防接種は自費となります。
- 対象外の方や予防接種の必要がない方でも、抗体検査や予防接種を医師の判断で行うことはできます。ただし、その場合は全額自費となります。
- パートナーの婚姻関係の有無は問いません。